

分解生成物、代謝物が人健康は第二種監視化学物質、生態影響は第三種監視化学物質相当、両方とも相当となっており、総合判定としては両方とも二監相当、三監相当ということですが、それでよろしいですか。それでは、この物質に関してはそのようにいたします。

○事務局（厚労省） 次は24ページの3-アミノフェノールです。Ames試験の結果は陰性、染色体異常試験の結果は24時間処理群で構造異常の誘発が見られており、 D_{20} 値=0.12mg/L。28日間反復投与毒性試験としては、腎の組織学的所見を推定根拠に、NOEL80 mg/kg/dayとなっています。判定根拠としてAmes試験は陰性であるが、染色体異常試験は陽性、NOEL80 mg/kg/dayであることから、二監相当としています。

○事務局（環境省） 生態影響ですが、こちらについては既に審議済みでして、第三種監視化学物質相当としています。

○事務局（厚労省） 判定案としては人健康影響二監相当、生態影響については審議済みで三監相当となっています。

○西原部会長 人健康のみの審議になりますが、構造からコメント等を。

○渡部委員 これは芳香族1級アミンであることに尽きると思います。理由はもう申し上げたとおりです。つまり強毒性だということですね。

○西原部会長 ほかの先生から、血液その辺の毒性から。Ames試験・染色体異常試験に関してコメントございませんか。

○林委員 Ames試験は陰性です。染色体異常試験陽性で問題ないと思います。ただ、この審査シートの書き方ですが、染色体異常のほう「細胞毒性のため〇〇まで観察」と書いてありますが、実際にはコンフルエンシィーというか、細胞がどれぐらいあるかということを見た場合にはほとんど毒性が現れていない。けれども、分裂像がほとんどないことが観察の上限根拠になっていますので、そういうように書いておいたほうが良いと思います。「分裂像の極端な減少のため」というような表現のほうが良いと思います。

○西原部会長 では28日間反復投与毒性試験について。

○廣瀬委員 投与量が80、240、720 mg/kg/dayの3用量で行われており、毒性の標的は腎臓、それから血液、この血液は溶血性貧血、それから甲状腺、肝臓にあります。ただ、いずれの臓器においてもその毒性はさほど強いものではなく、最高用量で主に見られているだけです。その下の240 mg/kg/dayで見られているのが、雌の腎臓で、褐色色素が増加するというだけの非常に軽微なものであり、これ自体の毒性学的な意義は明らかではありませんが、投与の影響ではあるかと思いますが。最高用量では、その他に雌雄で、流涎だけならいいのですが、それに加えて振戦が出ていますので、何らかの神経への影響があるかと考えられます。NOELは80 mg/kg/dayということでもいいのですが、この神経学的な異常が出ているということ、それから染色体異常が陽性であるということを見ると、二

監相当であっても特に問題はないかと思っています。

○西原部会長 その他の先生方でコメントございませんか。

○池田委員 いま最後のところでおっしゃったことに非常に賛成なのですが、つまり「人健康影響判定根拠」のところにもう一筆、具体的には、神経毒性が明らかだということがないと、これだけだと二監というのにすぐにはつながらないと思います。

○西原部会長 内容的にですね。そのように修文をお願いできますか。

○事務局（厚労省） 検討いたします。「最高用量で神経毒性も見られることから」という形で、追記したいと考えています。

○西原部会長 お願いいたします。この物質に関しては、生態影響については審議済みですが、生態影響に関して少しコメント等、ご意見のある先生はございませんか。

それでは、この物質に関しては判定案にあるように、人健康が第二種監視化学物質相当、生態影響も第三種監視化学物質相当ということにいたします。

それでは4-（1-メチル-1-フェニルエチル）フェノール。

○事務局（厚労省） 27頁です。Ames試験の結果陰性、染色体異常試験の結果も陰性、28日間反復投与毒性試験、NOELは100 mg/kg/dayとなっています。記載のとおり、尿検査、肝の相対重量、腎の組織学的所見等を推定根拠としています。判定根拠としては28頁、Ames試験・染色体異常試験は陰性で、NOEL100 mg/kg/dayであることから二監相当でないとしています。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○西原部会長 これは人健康ですね。まず構造上から。

○渡部委員 有名なビスフェノールAからフェノール性のOHを1つ取り払ったものです。これで気になるのが、エストロゲン様作用ですが、これについてはやはり西原先生からコメントを是非とも頂戴したいと思います。

○西原部会長 まず私もそのように思ったのですけれども、あるとは思いますが。ただ、それほど強くはない。ビスフェノールよりは弱いと思います。全くないとは言えないと思います。

○渡部委員 それ以外に何か特徴的な毒性を表す、そういう官能基が含まれていないので、この事務局案は妥当かなと思います。

○西原部会長 Ames試験、染色体異常試験に関してコメントはございませんか。

○林委員 Ames試験は陰性、染色体異常も陰性です。

○西原部会長 28日間反復投与毒性のNOELについて。

○前川委員 これはRepro Toxではなくて、28日間反復投与毒性試験がなされていて、100、300、1000 mg/kg/dayの3用量でなされています。その結果、メインの標的臓器は肝臓あるいは腎臓です。あるいは血液系にも変化が少し出ています。その結果、NOELとしては100

mg/kg/day ということでよろしいかと思えます。消化管のほうには影響は出ていません。

○西原部会長 その他の先生方でコメントございませんか。それでは、この物質に関しては、人健康影響で第二種監視化学物質に相当するとは判断されないとさせていただきます。

○井上座長 それではメチレンジフェノールから5つ、これから検討します。では、お願いいたします。

○事務局（厚労省） 29頁です。Ames 試験陰性、染色体異常試験陽性、短時間処理群で構造異常の誘発が見られています。D₂₀ 値としては 0.010 mg/mL となっています。推定根拠としては、コレステロールの低下を推定根拠に、NOEL8mg/kg/day です。判定根拠としては、Ames 試験は陰性であるが、染色体異常試験は陽性、NOEL8mg/kg/day であることから二監相当としています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井上座長 これからの5物質は、環境生態影響はありませんので、このままダイレクトにご審議いただきます。これはビスフェノールFと呼ばれているものですが、構造上の問題についてコメントをお願いします。

○渡部委員 真ん中のジメチルが取り払われて、Hになっていますが、こうなりますとおそらくフェノールとしての性質が非常に強調されるのだらうと思えます。すなわち、サイトトキシシティですね。西原先生にやはりコメント頂戴したいのですが、この構造でかなり極性が低くなっていますので、エストロゲンリセプターに対する相互作用はビスフェノールAに比べて。

○西原部会長 弱いです。

○渡部委員 弱いでしょうね。

○西原部会長 調べてくるのを忘れてましたが、レセプターの結合活性のデータは出ているかもしれないと思えます。

○渡部委員 化学構造上からその程度です。

○井上座長 ありがとうございます。それでは Ames 試験、染色体異常試験について、お願いします。

○林委員 Ames 試験は陰性、染色体異常試験のほうは陽性です。D₂₀ はかなり低いのですが、用量相関はあまりはっきりしない。最後の用量のみで出ているような反応ですので、強くはないと思えます。

○井上座長 ありがとうございます。それでは 28 日間反復投与、お願いします。

○廣瀬委員 28 日間反復投与毒性試験は、投与量が 8、40、200、1000 mg/kg/day の 4 用量で行われていて、主な毒性の標的としては肝臓です。肝臓では、GPT は 1000 mg/kg/day で増加していきまして、比重量は 200 mg/kg/day 以上で増加する。肝細胞肥大も、200 mg/kg/day 以上で……数が増加しているということです。その他に、前胃でも過形成が見ら

れています。問題は、このトータルコレステロールですが、トータルコレステロールの減少は確かに用量相関性がある、影響ではあるのですが、40 mg/kg/day での減少というのは非常に軽微で、これをもって、NOEL が 8mg/kg/day で二監相当というのは、この 28 日間の毒性試験からは少しきついのではないかと思います、一応、染色体異常試験が陽性ということを見ると、合わせ技ということでしょうか。それでもまあ、仕方がないかなと思います。

○井上座長 ありがとうございます。それでは全般的なコメントがありましたら、お願いします。

○前川委員 いま廣瀬先生がおっしゃったことに、一言だけ付け加えます。先ほど内分泌攪乱云々ということがお話に出ましたが、この物も、あるいは、もう 1 つ前のもそうすけれども、少なくとも 28 日間の反復投与毒性試験から見る限りにおいては、雄及び雌の生殖系、あるいは下垂体を含めた内分泌系にはっきりとした影響は出ておりません。なお、この物に関しては 40 mg/kg/day 以上の雄で、すなわち全投与群で、下垂体の重量が増えているのですが、はっきりとした用量相関はありませんし、甲状腺も含めて、その他の関連臓器に影響は見えておりませんので、これは偶発的体重増加であって、影響ではないだろうというように思います。

○井上座長 ありがとうございます。青木先生、どうぞ。

○青木委員 ただちょっと気になるのですが、コレステロールが、これは雌でのみ低下でよろしいのでしょうか。

○廣瀬委員 雄でも最高用量では低下しています。

○青木委員 いちばん高用量で。

○廣瀬委員 そうです、1000 mg/kg/day で。

○青木委員 ただ、これだけ差があるというのは、非常に珍しいと思うのですが。内分泌攪乱作用の関係で、こういう議論はできるものなののでしょうか。何かたまたま、そういうことがあっただけなののでしょうか。

○廣瀬委員 分からないのですが、トータルコレステロールの低下というと、一般的には肝臓に何か重篤な疾患があるとか、栄養の障害があるとか、それから甲状腺の機能に異常があるという場合に低下するということは知られているのですが、この場合そういう変化がないということから、この原因については非常に難しいと思います。

○井上座長 ありがとうございます。

○前川委員 私もよく分かりません。例えば、先ほどの低用量云々というようなことも、低栄養であれば、体重の増加の減少は、むしろ雄のほうで起こったというわけですね。雌のほうでは起こってないということも考えますと、どうも原因はよく分かりません。ただ、

きれいな用量相関があることは事実だし、雄でも高用量では出ているということを考えますと、無視するわけにはいかんだろうと。けれども NOEL8 mg/kg/day というのは見かけ上で、事実上は 40 mg/kg/day ぐらいいかも分からんという感じです。

○井上座長 毒性の内容についてはそういうご討論ですが、私から座長としてでなく、コメントを申し上げます。青木先生のご指摘にもありますように、(西原先生からも後でコメントをいただこうと思うのですが、) 因果関係が分からないのですが、一部のエンドクラインディスラプターで、どういうわけかコレステロールがきれいに下がるものがあるということで、以前に、私、質問をいただいたことがあるのです。そして、データの上ではそういうものがあるようです。前川先生のご指摘にもありますように、因果関係はわかりませんし、旧来の病理学の蓄積された認識ではありませんが、無視するわけにはいかないという点は、おっしゃるとおりなのではないか。これは私のコメントです。西原先生、何かありますか。

○西原部会長 いわゆるステロイド代謝に影響を及ぼす。ダイレクトにそのエストロジェン、いわゆる ER ですね、に作用するのではなくて、別の PXR でしたか、私がやっていたときの物質に関してはそちらのほうに。そういうようなことからコレステロールの低下が起こったと推定するようなデータは持っています。ただ、それが即毒性に結びつくかということに関してはわかりません。

○井上座長 そういうわけで、毒性に結びつくかどうかは分からないわけです。一応この化審法の審議は NOEL の考え方で進めていますので、データとしては取るということによろしいのかなとか、止むを得ないのかなとか、そう考えます。これはそういうことです。文字どおりの合わせ技ということになります。それで染色体異常試験のほうでも陽性という、これだけでいくというのではないわけですね、林先生。事務局のご提案どおり、人健康影響については、第二種監視化学物質相当であるということに判定いたします。どうもありがとうございます。

それでは、次の物質にまいります。4の498、お願いいたします。

○事務局(厚労省) 30頁です。Ames試験の結果陰性、染色体異常の結果も陰性、28日間反復投与毒性試験、コレステロールの低下を推定根拠として、NOEL 100 mg/kg/day となっています。判定根拠は記載のとおり、Ames試験及び染色体異常試験は陰性、NOEL 100 mg/kg/day であることから、二監相当でないとなっています。以上、よろしく申し上げます。

○井上座長 では早速、構造からお願いいたします。

○渡部委員 これは分子の中に2つもですが、SO₃Kというように、スルホン酸カリウムの官能基が付いています。すなわち、きわめて極性的な官能基であります。したがって、こ

の2つで消化管からの吸収はもうほとんど抑えられている。つまり水溶性だからですね。というように考えていただきたいと思います。したがって、毒性は強くないのではないかと考えられます。

○井上座長 ありがとうございます。ほかの先生方からよろしいですか。それでは Ames 試験、染色体異常試験、お願いいたします。

○林委員 両方とも方法、結果ともに問題ございません。

○井上座長 28 日間反復投与試験はよろしいですか。お願いいたします。特に毒性はないようですね。

○前川委員 はい。

○井上座長 ただいまのご発言に基づきまして、Ames 試験及び染色体異常試験は陰性、NOEL 100mg/kg/day であることから、第二種監視化学物質相当ではない。判定案全体としては、人健康影響、収集された情報からは二監相当に該当するとは判断されないということです。どうもありがとうございます。

次は9の899、トリメチルフェノール、お願いいたします。

○事務局（厚労省） 31 頁です。Ames 試験の結果は陰性、染色体異常の結果陽性、短時間処理群の±S9mix 群及び48時間処理群で、構造異常の誘発が見られています。28 日間反復投与毒性試験としては、審査シート記載のような所見を推定根拠として、NOEL 100 mg/kg/day としています。判定根拠としては「Ames 試験は陰性であるが、染色体異常試験は陽性、NOEL 100 mg/kg/day であることから、第二種監視化学物質相当である」となっています。

○井上座長 これについては、構造上は。

○渡部委員 これフェノールですが、オルトに2つのメチル基がつき、もう1個メタにメチル基がさらについています。こういうようにアルキル基が両オルトについたりしますと、このフェノールは、いわゆる活性酸素消去作用、アンタイオキシダントとしての活性をやや持ってくると思います。BHAとかBHTとかいうほど強いものではありません。したがって、ある量であれば、場合によっては体にいいフェノールというふうに考えられなくもないという、そこまでです。

○井上座長 ありがとうございます。それでは変異原性お願いいたします。

○林委員 Ames 試験は陰性です。染色体異常は陽性で、 $D_{20}=0.053\text{mg/mL}$ ということで、中程度の強さかと思われれます。

○井上座長 中程度の強さということです。それでは28 日間反復投与毒性試験について。

○廣瀬委員 投与量が100、300、1000 mg/kg/day の3用量で行われていまして、毒性は主に最高用量の1000 mg/kg/day で認められています。毒性の標的は血液、つまり貧血が

見られること。肝臓では肝比重量の増加があり、肝細胞肥大が見られる。それから前胃で過形成見られる。

ここでは推定根拠にいろいろ当ててありまして、その結果 NOEL が 100 mg/kg/day になっているわけですが、その推定根拠を見ると、まず摂餌量の低下が 300 mg/kg/day 以上の雌で見られるということですが、これは摂餌量だけで、この摂餌量といっても投与 8 日目のみの低下で、最終体重には影響していません。したがって影響ではあるのですが、毒性学的には意味がないだろう。それから流涎が 300 mg/kg/day 以上の雌雄で増加していますが、これは投与直後の一過性のもので、前胃に変化が出ているので、そういう刺激によるものかと考えられます。尿の検査で、尿比重が 300 mg/kg/day 以上の雄で低下しており、尿量は増加傾向にあります。この上の 1000 mg/kg/day では、確かに尿量は増加していますので、その辺の影響かと思いますが、腎臓自体には何の変化もなく、やはり毒性学的な意味はそれほどないのではないかと考えています。血液生化学検査で、リンが 300 mg/kg/day 以上で増加しており、これは確かに用量相関性はあるのですが、ほかにカルシウムの動きもありませんし、腎障害もない、骨の異常もないということで、毒性学的な意味は低いと思います。一応、リンは影響であろうと考えられますので、NOEL は 100 mg/kg/day でいいと思いますが、その毒性の中身自体はかなり弱いものだろうと思います。

○井上座長 ほかに全体を通じてのコメントがありましたらお願いいたします。そうしますと、廣瀬先生のご説明にもありましたように、この推定根拠の中で、せいぜいリン、しかもそれがカルシウムとリンクして動いている低カル高リンで動いているわけでもないということで、それほど強いものではない。染色体異常とこれは合わせ技で、やっとならば二監相当ということですか。そういうご意見と伺いました。これでよろしいですか。

それでは推定根拠のところを、流涎などは特に、これは廣瀬先生もおっしゃったように、刺激によるものだと思われまますので、この際、一般症状全体と尿検査を削除しましょうか。そして血液生化学的検査だけ残して。NOEL の値はこのままにして。そして人健康影響は二種監視化学物質相当であるという、事務局のご判定案のとおりということにいたします。

○池田委員 結論には賛成なのですが、理由のところを、回復性が書き込まれたほうがいいですね。

○井上座長 そうですね。失礼しました。私もさっきそう思っていたのです。よろしくお願ひいたします。

○事務局（厚労省） 回復性については、全所見書いたほうがいいのか、胃の所見だけのほうがよろしいですか。

○井上座長 刺激性とはいえ、びまん性、過形成までできていると所見ですからね。これはあったほうがいいし、体重だけどうするかですね。廣瀬先生、どうしましょうか。体重

だけ削りますか。

○廣瀬委員 ええ。

○井上座長 では体重だけ削って、あとは残していただく。

○事務局（厚労省） 了解いたしました。判定根拠のほうに追記するような形に致します。

○井上座長 それでは3の2006、お願いいたします。

○事務局（厚労省） 3-ニトロベンゼンスルホン酸ナトリウム、33頁です。Ames試験、染色体異常試験ともに陰性となっています。28日間反復投与毒性試験も、全群で毒性学的影響は認められておりません。NOELは1000 mg/kg/dayです。判定根拠に出しまして、記載のとおり二監相当でないとしています。

○井上座長 それについて、構造の点はいかがですか。

○渡部委員 もう既に何頁か、大分前の頁ですが、スルホン酸のパラの位置にメチルが付いたものをやっています。そのときに、フリーのスルホン酸であれ、ナトリウム塩であれ、このスルホン酸、ナトリウム両方とも極性がきわめて高い。そして吸収されにくいという性質は、両方とも同じです。したがって、ニトロの毒性は、このためにかなり低く現れるはずだというように思っております。

○井上座長 また後ほどお願いします。それではAmes試験、染色体異常試験についてお願いいたします。

○林委員 Ames試験、染色体異常試験に関しては、方法、結果ともに問題ございません。陰性です。

○井上座長 28日間反復投与毒性試験は何うまでもなく、1000 mg/kg/day、NOEL 1000 mg/kg/dayで、毒性変化は認められてないということで、よろしいですか。

○前川委員 はい。加えることはありません。

○井上座長 ということで、渡部先生、全く何もないのですが、何かコメントありましたら。

○渡部委員 特にありません。やはり先ほど、前に出たニトロ化合物を決めようとしたときに、二監ともとれるし、そうでもないかもしれない。これ、二監にとっても、そうでないにとっても、両方ともいいと思うのです。時々口にします「一体この化学構造で、これをなぜ二監としなかったんだ。一体活性相関を分かったやつがこの委員会にいるのか」なんていうふうな非難を、この物については受けない。ニトロというのが燦然と輝いているからです。それで、-SO₃Hの影響というのは吸収に関わるというところで、これはそうすぐには予測されないものですから。

○井上座長 ほかの先生方、総合的な点で何かコメントありましたら。よろしいですか。それでは事務局提案どおり、収集された情報からは二監相当に該当するとは判断されない

ということとします。

○事務局（厚労省） 次は 35 頁、4 の 492、4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウムです。Ames 試験陰性、染色体異常試験陰性、28 日間反復投与毒性試験、特に毒性学的影響は認められていませんので、NOEL 1000 mg/kg/day となっています。判定根拠は記載のとおり、Ames 試験及び染色体異常試験は陰性、NOEL 1000 mg/kg/day であることから、二監相当でないとなっています。

○井上座長 これも似たような構造ですが。

○渡部委員 おっしゃるとおりです。-SO₃Na が付いているために、この強毒性のアミノ基というのは、このナフチルアミンというのはこの場合は俗に α と言われ、隣のは β と呼ばれますが β-ナフチルアミンあるいは 2-ナフチルアミンというのは、極めて有名な膀胱がん原因物質です。α のほうは、その作用がうんと弱いというふうに言われていますが、そういう恐ろしい毒性のものですが、-SO₃Na がくっ付いていることによって、これもほとんど吸収されないということで、毒性はあまり心配する必要がないのではないかと思います。

○井上座長 西原先生もよろしいですか。それでは Ames 試験、染色体異常試験についてお願いいたします。

○林委員 これは、ともに問題ございません、陰性です。

○井上座長 28 日間反復投与毒性試験について。

○廣瀬委員 特に問題はないと思います。

○井上座長 というわけで、全体的なご意見が一致して、事務局提案どおり、人健康影響については、収集された情報からは二監相当に該当すると判断されないということです。

○中杉委員長 最後の物質です。官報公示で 2 の 22、4-メチル-1-ペンテンです。これは先ほど蓄積性については高濃縮性ではないと判定をいただいたものです。人健康のデータはございませんで、生態影響のデータだけです。よろしく申し上げます。

○事務局（環境省） それでは 4-メチル-1-ペンテンの生態影響について説明いたします。藻類生長阻害試験 72hErC₅₀>0.0074mg/L、72hNOECr=0.0074mg/L ということで、最高濃度では影響が認められておりません。ミジンコ急性遊泳阻害試験 48hEiC₅₀>0.082mg/L、ミジンコ繁殖阻害試験 21dNOEC=0.098mg/L ということで、影響が認められておりません。魚類急性毒性試験 96hLC₅₀>0.076mg/L ということで、生態影響の判定根拠としては記載のとおり、溶解限度で影響が認められないことから、第三種監視化学物質相当でないとしています。

○中杉委員長 判定はいいですか。では、構造からコメントありましたら。

○渡部委員 特にありません。

○中杉委員長 生態影響試験の結果について、いかがですか。溶解限度での影響を認められないということで、第三種監視化学物質相当でないということですが、よろしいですか。

○西原部会長 判定には関係ないのですが、気になるのは、「最高濃度では影響が認められなかった」と書いていますね。むしろ、これは溶解限度と言うほうがいいのではないかなと思って。最高濃度ということは、設定濃度は、当然のことながらもっと高いのですね、書き方が変な感じがちょっとします。ほかの物質でもありましたが。

○中杉委員長 この辺のところは、書き方のルールを少し考えていただくことにしましょう。判定案としては第三種監視化学物質相当でないということで、よろしいですか。

○米澤委員 いまの西原先生のコメントですが、水溶解度は 48mg/L というデータがあります。たぶん、これは揮発性が高いのでこういうデータになったのではないかと考えられますけれども、実測濃度は。

○中杉委員長 一応、試験をやった最高濃度で出てこないという、溶解限度という言葉でいうと、誤解を招くかもしれませんね。ちょっと表現として難しいので、事務局のほうで検討をお願いしておきましょう。そういうことでよろしいですか。

○若林委員 揮発をする物質で、試験溶液から消えているとしたら、そうではない状況を作らなければいけないということになってしまいませんか。

○事務局（環境省） いま揮発性が高いということでご指摘いただいたのですが、一応揮発性が高いということで、藻類については密閉系で、揮発を極力少なくするというような方法でされていますので、一応その工夫はされているのではないかと考えています。

○中杉委員長 条件として工夫はしたけど、こうなってしまった。その結果としては、揮発で失われているのかもしれないということではありませんか。

○若林委員 48mg/L が正しいかどうかちょっと分からないのですが、ちょっと違いすぎますね。だから、たぶん溶解度のほうがおかしいのかなと。その辺、確認をして再評価をされたらと思います。

○西原部会長 実測濃度が 10 倍違うのです。ミジンコのもので藻類とで、測定濃度が。やり方というのか、エアレーションとかその辺の関係があるのかもしれませんが。

○中杉委員長 事務局は、いまのご質問に対してお答えはありますか。これは確かに溶解度が違う。この違いは許容範囲なのかどうかというのは難しいところがありますけれども。

○事務局（環境省） 生態影響試験報告書には、水溶解度の記載がされております。藻類生長阻害試験報告書には、精製水 20℃で 48 時間攪拌した後に、GC/MS で分析した結果、0.109mg/L との記載がなされております。この試験からいえば、そんなに大きく違うのではないかと考えております。

○米澤委員 私が申し上げたのは、分・蓄の報告書の 10 頁に出ているデータを述べただけ

なのです。ですから、このハンドブックのデータがおかしいのかもしれませんが、それは事務局で確認をいただきたいと思います。

○中杉委員長 ちょっと確認をして、試験のほうのデータと整合を少し見ておいてください。揮発性で失われているとしても、実際の環境中に出ていったときには、この濃度より濃い状態というのはなかなか考えられないので、三監相当ではないということは判断としてはよろしいのかなと思いますが、そういうことでよろしいですか。いまの点については、事務局のほうでチェックをしていただく。判定案については事務局案どおりとしますが、よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

○井上座長 それでは、どうもありがとうございます。司会の側でも、お客様がいらっしゃって上がっていたり、もちろん不手際もさることながら、難しい案件も含まれていたかのように思いまして、約1時間弱遅れてしまいました。第一部の最後に、事務局から何かありましたら。

○事務局(厚労省) 特段ございません。本日の審議会の第一部はこれで終了させていただきます。長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

第二部は非公開としていますので、傍聴の方におかれましてはご退室くださいますよう、よろしく願いいたします。